

令和4年度決算に基づく
あわらし市財政健全化判断比率等
審査意見書

あわらし市監査委員

あ 監 委 第 58 号
令和 5 年 8 月 7 日

あわら市長 森 之 嗣 様

あわら市監査委員 伊 東 秀
あわら市監査委員 北 島



令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率意見書

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月28日（金）

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って作成されているものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりで、早期健全化基準を下回っていることから財政状況が著しく悪化している状況ではなく、今後とも財政の健全性確保に努められたい。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	13.58%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	18.58%	30.00%
③ 実質公債費比率	7.0%	25.0%	35.00%
④ 将来負担比率	28.0%	350.0%	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、あわら市の財政規模に応じた基準

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

一般会計等の令和4年度決算収支において実質赤字額は生じていない。

② 連結実質赤字比率

全会計の令和4年度決算収支において連結実質赤字額は生じていない。

③ 実質公債費比率

令和2年度から令和4年度までの実質公債費比率の平均は7.0%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、公債費の財政負担が令和4年度の標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはない。

しかし、今後は北陸新幹線整備関連事業、道の駅「蓮如の里あわら」等の大規模事業に係る元利償還が増加してピークを迎えることから、実質公債費比率は増加するものと考えられる。

④ 将来負担比率

令和4年度末における将来負担比率は28.0%であり、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを大きく下回っており、将来の市債償還や債務負担行為の支出予定額等が令和4年度の標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはない。

しかし、今後は北陸新幹線整備関連事業、道の駅「蓮如の里あわら」等の大規模事業等の実施に伴い、地方債現在高の増加が見込まれるほか、財源不足を補うための財政調整基金の取崩しや、合併特例債残高減による充当可能財源等の減少で将来負担比率は増加するものと考えられる。

2 資金不足比率

(1) 総合意見

審査に付された令和4年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って作成されているものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりで、2つの会計全てにおいて資金の不足額は生じていないことから経営資金の状況が著しく悪化している状況にはなく、今後とも経営の健全性確保に努められたい。

特別会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	

【 審査資料 】

1 健全化判断比率等の対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、次のとおりである。

区分・会計名等			健全化判断比率等の対象			
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	農業者労働災害共済特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業に係る会計（地公企法を適用する事業又は地財令第37条の事業）	水道事業会計	実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		公共下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター						

(注) 1 地公企法は地方公営企業法、地財令は地方財政法施行令をいう。また、法適用とは地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：13.58%、財政再生基準：20.00%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化を図るための具体的な計画(財政健全化計画又は財政再生計画)の策定及び実施が義務づけられている。

ア 実質赤字比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

- (注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計(一般会計に準ずる会計)に相当する会計における実質赤字の額である。
- 2 標準財政規模とは、標準的な状態のとき通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである(以下同じ。)

イ 各年度決算における実質赤字比率

区 分	令和3年度	令和4年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	13.58%	20.00%

令和4年度決算における実質赤字比率は、前年度と同じく一般会計等の実質収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は全会計における実質赤字額(公営企業にあつては資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：18.58%、財政再生基準：30.00%)以上となった場合は、実質赤字比率の場合と同じく財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

ア 連結実質赤字比率の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

(注) 連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・法非適用企業)以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額・余剰額の合計がマイナスとなった場合の額である。

イ 各年度決算における連結実質赤字比率

区 分	令和3年度	令和4年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	18.58%	30.00%

令和4年度決算における連結実質赤字比率は、前年度と同じく対象会計全体の財政収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債元利償還費(繰上償還など臨時的なものを除く)と公営企業債償還費に対する一般会計繰入金など公債費に準ずる経費に充てた一般財源が標準財政規模に占める割合から、実質的な公債費の財政負担状況を示す比率である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：25.0%、財政再生基準：35.0%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化計画等の策定が義務づけられている。また、18.0%以上の団体は起債に当たり許可が必要となる。

ア 実質公債費比率の算定方法

<p>実質公債費比率 =</p> $\frac{\text{地方債の元利償還金(A) + 準元利償還金(B) - 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源(C)}{\text{標準財政規模(E)}} \times 100$ <p> 3か年平均 $\frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}} \times 100$ </p>
<p>(注) 1 地方債の元利償還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利償還金は一般会計から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの等をいう。</p> <p>2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、普通地方交付税算定において基準財政需要額に算入された額である。</p>

イ 各年度決算における実質公債費比率

区 分	令和3年度	令和4年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	6.7%	7.0%	25.0%	35.0%

令和4年度決算における実質公債費比率は7.0%(前年度比0.3ポイント増)であり、早期健全化基準の25.0%を下回っているほか、市債発行に許可が必要な18.0%も下回っている。

普通交付税における臨時財政対策債発行可能額の減少(△431,025千円)に伴い、標準財政規模が減少(△388,133千円)し、実質公債費比率(単年度)は増加(6.52114→7.65148)した。また、実質公債費比率(3か年平均)についても、前年度と比較して増加(6.7→7.0)した。

実質公債費比率 (単年度)	=	元利償還金(①～⑦計) 2,061,429 (2,070,840)	－	特定財源(⑧)＋普通交付税算入額(⑨～⑭計) 1,504,016 (1,575,054)
7.65 (6.52)		標準財政規模(⑮～⑰計) 8,729,198 (9,117,331)	－	普通交付税算入額(⑨～⑭計) 1,444,170 (1,514,581)

総括表③

	令和4年度	令和3年度	増減
① 一般会計決算書 公債費から一時借入金利子及び繰上償還分を差し引いた額	1,566,389	1,553,532	12,857
④ 公営企業会計の元利償還金のうち、一般会計からの繰出金を充当したと見込まれる額	398,591	420,832	△ 22,241
⑤ 一部事務組合の元利償還金のうち、あわら市からの負担金を充当したと見込まれる額	96,449	96,476	△ 27
⑦ 一般会計決算書 公債費のうち、一時借入金利子の額	0	0	0
⑧ 一般会計の元利償還金に充当した特定財源の額	59,846	60,473	△ 627
⑨ 元利償還に要する経費として普通交付税 基準財政需要額(事業費補正)に算入された額(一般会計)	379,990	425,940	△ 45,950
⑩ 元利償還に要する経費として普通交付税 基準財政需要額(事業費補正)に算入された額(公営企業、一部事務組合)			
⑪ 元利償還に要する経費として普通交付税 基準財政需要額(公債費)に算入された額(一般会計)	1,063,817	1,088,277	△ 24,460
⑫ 元利償還に要する経費として普通交付税 基準財政需要額(公債費)に算入された額(公営企業、一部事務組合)			
⑭ 元利償還に要する経費として普通交付税 基準財政需要額(密度補正)に算入された額(公営企業)	363	364	△ 1
⑮ 普通交付税における標準税収入額	5,216,105	5,276,581	△ 60,476
⑯ 一般会計決算書 地方交付税のうち、普通交付税の額	3,335,784	3,232,416	103,368
⑰ 普通交付税における臨時財政対策債発行可能額	177,309	608,334	△ 431,025
実質公債費比率(単年度)	7.65	6.52	1.13

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である350.0%以上となった場合は、財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

ア 将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

イ 各年度決算における将来負担比率

区 分	令和3年度	令和4年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	35.8%	28.0%	350.0%	

令和4年度決算における将来負担比率は、標準財政規模が減少（△388,133千円）したものの、将来負担額が減少（△681,704千円）したことにより、前年度比7.8%減の28.0%となった。早期健全化基準は下回っている。

将来負担比率 =	A 将来負担額 23,998,702 (24,680,406)	－	B 充当可能財源等 21,957,452 (21,957,387)
28.0 (35.8)	C 標準財政規模 8,729,198 (9,117,331)	－	D 算入公債費等の額 1,444,170 (1,514,581)

総括表④

	令和4年度	令和3年度	増減
① 地方債の現在高	17,611,810	17,626,409	△ 14,599
② 公営企業債等繰入見込額	3,706,107	4,292,917	△ 586,810
③ 組合等負担等見込額	574,246	590,725	△ 16,479
④ 退職手当負担見込額	2,106,539	2,170,355	△ 63,816
⑤ 設立法人の負債額等 負担見込額	0	0	0
⑥ 充当可能基金	5,734,223	5,100,927	633,296
⑦ 充当可能特定歳入	91,207	125,697	△ 34,490
⑧ 基準財政需要額算入見込額	16,132,022	16,730,763	△ 598,741
A 将来負担額	23,998,702	24,680,406	△ 681,704
B 充当可能財源等	21,957,452	21,957,387	65
C 標準財政規模	8,729,198	9,117,331	△ 388,133
D 算入公債費等の額	1,444,170	1,514,581	△ 70,411
将来負担比率	28.0	35.8	△ 7.8

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

この比率が経営健全化基準である20.0%以上となった場合は、経営健全化計画の策定等が義務づけられている。

(1) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

(注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

※ 宅地造成事業を行う企業会計については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額としている。

(2) 各年度決算における資金不足比率

区分	特別会計の名称	令和3年度	令和4年度	判断基準
				経営健全化基準
資金不足 比率	水道事業会計	—	—	20.0%
	公共下水道事業会計	—	—	

(注) 「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

令和4年度決算における資金不足比率は生じておらず、経営健全化計画の策定等が求められる基準を下回っている。